部長及び参事官
殿
所　属　長

刑企発第184号
（人少、捜一）
令和８年５月28日
５年保存（口訓）
本　部　長

児童を被害者等とする事案及び精神に障害を有する被害者に係る事案への対応における検察及び児童相談所との連携について（通達乙）

児童虐待を始めとする児童を被害者等とする事案については、「児童を被害者等とする事案における代表者聴取の実施及び精神に障害を有する被害者に係る事案における代表者聴取の試行実施について（通達乙）」（令和４年６月23日刑企発第290号。以下「旧通達」という。）により、児童等の心情や特性に配意した事情聴取に努めているほか、事案に応じて検察庁、児童相談所及び警察の三機関で必要な連携を図っているところ、引き続き下記の事項を徹底し、関係機関との緊密な連携を図りながら取組を進められたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

１　目的

児童を被害者等とする事案においては、児童から被害状況等を聴取するにあたり、高知地方検察庁（以下「地検」という。）、高知県中央児童相談所及び同県幡多児童相談所（以下「児相」という。）並びに警察の三機関が協議し、その代表者が聴取を行うことで、児童の心身の負担軽減及び児童の供述の信用性担保の双方に資することなどを目的とする。また、性犯罪の被害者が精神に障害を有する事案においては、被害者から被害状況等を聴取するにあたり、地検と警察が協議して代表者による聴取を行い、被害者の心身の負担軽減及び供述の信用性担保の双方に資することを目的とする。

２　代表者聴取対象事案

(1)　児童を被害者等とする虐待事案及び性犯罪事案

(2)　児童からの聴取方法等について協議を要すると認められる事案

(3)　精神に障害を有する者を被害者とする性犯罪事案

３　対象者

(1)　児童

原則、中学生以下の被害者等とする。ただし、知的障害、発達障害等の精神障害を有する18歳未満の者はこの限りでない。

(2)　精神に障害を有する者

18歳以上の対象犯罪の被害者のうち、知的障害、発達障害、精神障害等、広く精神に障害を有する被害者であって、言語によるコミュニケーション能力に問題があり、又は聴取者に対する迎合性や被誘導性が高いと認められる者とする。

4　関係機関の窓口

(1)　警察の窓口

県本部事件主管課（署及び地検との窓口）

人身安全・少年課（児相との窓口）

(2)　地検の窓口

児童及び精神に障害を有する者を被害者等とする事案の担当検察官とする。ただし、既に担当検察官が専任されている事件の捜査過程で対象事案を認知した場合は先行事件の担当検察官とする。

(3)　児相の窓口

高知県中央児童相談所

5　関係機関と連携を図る際の対応

(1)　警察から通報する場合

ア　警察において児童を被害者等とする事案を認知した場合には、児童の安全を確保するとともに、刑事事件としての立件が見込まれるものについて地検へ連絡するほか、児相における一時保護の要否の判断や効果的な聴取のために児相の関与・協力が必要と認められるものについて、児相へも連絡をし、個別の事案の内容に応じて地検及び児相と情報共有を行うこと。また、事案発生管轄署において所要の捜査を行い、別添１「代表者聴取対象事案認知報告書（警察)」を作成の上、県本部事件主管課を通じて刑事企画課へ報告すること。

イ　県本部事件主管課は、代表者聴取の必要性を判断の上、地検及び対象が児童の場合は児相の窓口へ連絡し、聴取方法等を協議すること。ただし、児童福祉法第12条第２項に規定する児相の業務に該当せず、関与相当性が認められない事案については、児相の窓口への連絡を要しない。

(2)　児相からの通報を受ける場合

児相が対象事案を認知した場合は、児相において別添２「代表者聴取対象事案認知連絡書（児相)」を作成し、事案発生管轄署、人身安全・少年課及び地検の担当窓口へ連絡がなされるので、個別の事案の内容に応じて部門間での情報共有を図り、連携して対応すること。なお、地検が児相から対象事案の連絡を受けた場合、代表者聴取の必要性等を判断するための協議、調整を行うので、警察として適切に協力すること。

6　代表者による聴取実施前の初期聴取時の留意事項

(1)　記憶の汚染防止

事案の認知後、代表者による聴取を実施するまでの間に児童から初期聴取を行う場合は、児童から正確かつ必要な情報を引き出し、かつ、記憶の汚染を防止するため、暗示や誘導等を含む質問や言葉の言い換えは避け、司法面接的手法によるオープン質問を用いて、繰り返し同じ質問はしないこと。また、聴取事項は初動捜査として事件手配等に必要な最小限度にとどめ、保護者等に対しては、対象者と事件に関する会話をしないよう依頼すること。

(2)　初期聴取者

初期聴取に際しては、後に行われる代表者による聴取への影響を考慮し、原則として司法面接的手法に一定程度精通している者を聴取者とすること。

(3)　刑事訴訟法第321条の３第１項適用上の留意事項

代表者による聴取における記録媒体について、刑事訴訟法第321条の３により証拠能力が認められるためには、「聴取に至るまでの情況その他の事情を考慮し相当と認め」られなければならない（以下「相当性要件」という。）。

したがって、相当性要件を満たしていることを的確に疎明するため、前記(1)及び(2)に留意し、初期聴取にあたっては児童の記憶の汚染防止を徹底するとともに、被害の開示等情報開示（以下「情報開示」という。）の状況について報告書等により適切に証拠化を図ること。

7　代表者による聴取実施時の留意事項

(1)　必要な検討の実施

代表者による聴取を実施する場合は、聴取者の選出方法、聴取の実施場所、聴取状況の記録の方法等について、関係機関と十分に検討すること。

(2)　聴取状況の記録

聴取状況の記録については、録音・録画を行うなど、客観的な方法によって記録することとし、録音・録画を行う場合には、保護者が被疑者である場合を除き、児童及びその保護者等の同意を得ること。

なお、聴取状況の記録のための機材については、警察施設に配備されている録音・録画装置を用いることも差し支えない。

(3)　地検又は児相が聴取を実施する場合

あらかじめ警察として聴取すべき事項を取りまとめて共有するほか、聴取中においても必要な連携を図ること。

その後、聴取結果を踏まえた捜査を進めるにあたり、対象者から再聴取する必要が生じた場合は、随時関係機関と協議を行った上で、その方法を検討すること。

(4)　警察が代表者として聴取を行う場合

地検及び児相の聴取要望を踏まえて、連携した聴取に努めること。

代表者聴取の場所は、原則として地検の施設とするが、対象者の負担軽減のため居住地付近の署で実施することも想定される。この場合、対象者に精神的圧迫等を与えることとなるため、やむを得ない場合を除き、各署の取調べ室での聴取は避け、相談室等適切な場所を選定して実施すること。また、聴取場所とは別室にモニターを設置し、各機関のバックスタッフが視聴し、供述内容を共有すること。なお、警察が聴取状況の記録を実施した場合の記録媒体の取扱いについては、地検の求めに応じて証拠として送致することも想定されるので、その取扱いには慎重を期すこと。

8　代表者による聴取実施後の情報共有

(1)　三機関による情報共有

児童を被害者等とする事案等に適切に対処する観点から、代表者による聴取を実施した場合には、必要に応じて地検、児相及び警察の三機関による打合せや協議の実施等適切な方法により、情報の共有に努めること。

なお、情報共有を図る際に、警察が把握している情報の提供を求められた場合には、必要かつ相当と認められる範囲において、適切に対応すること。

(2)　聴取内容の利用

代表者聴取の結果については、聴取状況に関する捜査報告書を作成し、令状請求等に利用することができる。

なお、児相が代表者として聴取した場合は、公判における聴取内容を記録した書面の証拠能力については、警察官面前調書と同様、刑事訴訟法第321条第１項第３号の規定により判断されることになる。

(3)　児相に対する記録媒体の提供

ア　記録媒体の提供の可否の判断

警察において代表者による聴取を行った児童虐待事案等につき、児相から、代表者による聴取の状況を録音・録画した記録媒体（以下「記録媒体」という。）の提供（閲覧、貸与を含む。以下同じ。）を求められた場合には、刑事訴訟法第47条ただし書の趣旨を踏まえ、個別具体的な事案に即して、提供の必要性及び相当性を適切に判断すること。

そのため、下記事項を踏まえ、個別具体的な事案ごとの記録媒体の使用目的・使用方法や児相における記録媒体の保管・管理体制等、適切な判断に必要となる事項について児相から十分に聴取を行うこと。

(ｱ)　必要性の判断

児童相談所長が、一時保護状の請求を行うとき（児童福祉法第33条第

３項)、家庭裁判所の承認を得て引き続き一時保護を行うとき（同法第33条第14項)、親権喪失・停止の審判の請求を行うとき（同法第33条の７）などにおいて、記録媒体を証拠として家庭裁判所に提出する必要がある場合は、記録媒体を児相に提供する必要性が高いことが多いものと考えられる。また、記録媒体が家庭裁判所に提出される場合以外であっても、児相において、これらの措置の要否を検討するなどの業務を遂行するに当たって、反訳や報告書では児童の供述状況や信用性を十分に把握することができないといった理由から、児相に記録媒体を提供する必要性が認められる場合があると考えられる。

(ｲ)　相当性の判断

記録媒体を提供することの相当性判断に当たっては、関係者の名誉・プライバシーや、今後の捜査・公判への影響等の事情を総合的に勘案すること。

具体的な事情として、

- 保管方法を含め児相における記録媒体の取扱いが適切であるといえるか
- 当初の提供目的と離れて被疑者等の第三者に提供されることはないか

といったことにも留意すること。

イ　記録媒体を提供することとした場合の具体的方法及び報告

記録媒体の提供の具体的方法については、警察施設内における閲覧、必要な期間中の貸与､必要な条件を付した上での交付等が考えられるところ、児相における業務上の必要性等に鑑み、事案に即した適切な方法を選択すること。また、児相から記録媒体の提供の求めがあった場合には、県本部事件主管課を通じて人身安全・少年課及び刑事企画課まで報告すること。

9　効果的な聴取方法のための取組

警察において児童から聴取する場合に備え、聴取者の技能向上を図るための効果的な教養等の実施に努めるとともに、聴取方法等に関する関係機関との検討・協議を円滑に実施できるよう、平素より、関係機関を交えた勉強会を開催するなどして認識の共有を図ること。

さらに、学校等児童による情報開示を受ける可能性が高い機関等との連携を図り、これらの機関等に対して、犯罪であることが明らかである又はその疑いがある情報開示を受けた場合は、二次被害、記憶の汚染防止等のため、児童からの聴取は最小限にとどめ、速やかに警察に通報又は相談することを徹底するよう依頼すること。

10　留意事項

(1)　聴取結果の報告

事案発生管轄署は、代表者聴取の概要を県本部事件主管課を通じて刑事企画課まで報告すること。

(2)　情報共有

県本部事件主管課、人身安全・少年課及び刑事企画課は、適宜、対象事案の取扱いについて情報共有を図るとともに、警察での実施に備えた捜査員の育成に努めること。

別添１

代表者聴取対象事案認知報告書（警察）	
対象区分	□児童虐待　□性犯罪　□その他（　　）
認知日時	年　月　日　午前・後　時　分
発生日時	年　月　日　午前・後　時　分
発生場所	
対象者	住　居 職業・学校等 氏　名　（性別　□男　□女） 生年月日　年　月　日生（　歳） 家族構成 精神障害等の有無　□無し　□知的障害　□精神障害　□発達障害　□その他（　）
被疑者	本　籍 住　居 職　業 氏　名　（性別　□男　□女） 生年月日　年　月　日生（　歳） 犯　歴 被害者との関係
事案概要	
その他参考事項	
担当者（事件処理）	警察署　課　係 階級　氏名　連絡先（　）
備　考	

※執務時間外は事件主管課へ電話速報すること

別添２

代表者聴取対象事案認知連絡書（児相）	
対象区分	□児童虐待　□性犯罪　□その他（　　）
認知日時	年　月　日　午前・後　時　分
発生日時	年　月　日　午前・後　時　分
発生場所	
対象児童	住　居 学 校 等 氏　名　（性別　□男　□女） 生年月日　年　月　日生（　歳） 家族構成 精神障害等の有無　□無し　□知的障害　□精神障害　□発達障害　□その他（　　）
被 疑 者	本　籍 住　居 職　業 氏　名　（性別　□男　□女） 生年月日　年　月　日生（　歳） 犯　歴 被害者との関係
事案概要	
その他参考事項	
担当者	連絡先（　　）
備　考	